

令和5年度 鹿屋市社会福祉協議会 嘱託職員募集のお知らせ

鹿屋市社会福祉協議会では、地域福祉の推進を目的とした新たな事業等を実施するため、下記のとおり嘱託職員を募集します。奮ってご応募ください。

	【募集区分1】	【募集区分2】
募集職種	地域暮らし・ささえあい事業嘱託職員	権利擁護推進事業嘱託職員
募集人数	4名	1名
年齢	令和5年4月1日現在で、63歳以下の方	
学歴・資格	不問	
免許	普通自動車運転免許	
PCスキル	ワード・エクセル	
業務内容	◆様々な理由により生活に困窮し生活福祉資金貸付を受けている人や、一時的に生活に困窮している相談者に対し、下記業務を行う。 ・電話や訪問、面談による状況の聞き取り ・償還猶予等適切な関係支援機関へのつなぎ ・その他必要に応じた生活困窮者等の自立に向けた相談・支援	◆高齢者や障がい者等で判断能力や意思決定能力が不十分な方を対象に、成年後見制度に基づく市民後見や法人後見等に係る業務の事務補助を行う。 (市民後見人の養成、法人後見契約事務、福祉サービス利用支援事務等の補助、会計事務)
雇用形態	嘱託	
雇用期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日(雇用契約更新有)	
勤務時間	8:30～17:15(休憩60分)	
休日	土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始(12/29～1/3)	
勤務場所	リナシティかのや(2階)福祉プラザ内 (鹿屋市大手町1番1号)	鹿屋市社会福祉会館 (鹿屋市向江町29番2号)
賃金等	月額 170,000円	月額 134,400円
	当月払い(毎月20日) ※20日が土・日・祝日の場合、当該日の直近の平日に支払う	
通勤手当	当会規程に基づき支給(上限月額23,100円)	
賞与	年2.0ヶ月(6月期・12月期)※但し、初年度の6月期は30%支給	
加入保険等	社会保険(健康保険・厚生年金)、労働保険(労災保険・雇用保険) 退職金共済(59歳以下が対象)	
休暇等	年次有給休暇(6ヶ月経過後の休暇日数:10日) その他休暇等(特別休暇、療養休暇、育児・介護休業の制度有)	
応募方法	下記必要書類を郵送又は持参により、鹿屋市社会福祉協議会総務課の嘱託職員採用担当へ提出してください。 ■提出書類(1)ハロワークの紹介状(2)履歴書(3)普通自動車運転免許の写し ■提出期限 令和5年3月3日(金)午後5時〔必着〕 ■提出先 〒893-0009 鹿屋市大手町1番1号 (リナシティかのや2階 福祉プラザ内)	
選考方法	面接により選考 (面接の日時や場所等については、後日連絡します。)	
その他	(1)提出書類は、原則として返却しません。 (2)履歴書に希望する「募集職種」を明記してください。	
問合せ先	鹿屋市社会福祉協議会 総務課 嘱託職員採用担当 (電話番号 0994-44-2951)	